

○財務省告示第七十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年六月十二日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
令和元年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（十年）（第三百

三十四回、第三百三十五回、第  
三百三十六回、第三百四十回、第  
三百四十三回、第三百四十四  
回、第三百四十五回、第三百四  
十六回、第三百四十七回、第三  
百四十八回及び第三百五十  
回）、利付国庫債券（二十年）  
（第七十回、第七十一回、第七  
十二回、第八十一回、第八十二  
回、第八十三回、第八十五回、  
第八十六回、第八十七回、第八  
十九回、第九十回、第九十一回、  
第九十二回、第九十三回、第九  
十五回、第九十六回、第九十七  
回、第九十八回、第九十九回、  
第一百回、第一百十回、第  
百二十三回、第二百二十五回、第  
百二十七回、第二百二十八回、第  
百三十四回、第三百二十九回、第  
百四十五回及び第三百四十八回）  
及び利付国庫債券（三十年）  
（第一回、第十三回及び第十六  
回）  
特別会計に関する法律（平成十

二 発行の根拠

三	法律及びその の条項の適 用等	九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五 号。以下「振替法」という。） の規定の適用を受けるものと し、その振替機関は日本銀行と する。
四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算 する数値をいう。次号において 同じ。）を競争に付して行われ る入札による発行 各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 順次割り当てる。
五	募入決定の 方法	額面金額で五千九百八十八億 円
六	発行額	内訳（別表のとおり） 六千六百六十八億三千六百四 万八千円
七	払込金額	五万円
八	最低額面金	振替法の規定による振替口座 簿の記載又は記録は、最低額面 金額の整数倍の金額によるも のとす。
九	振替単位	令和元年六月十二日
十	発行日	発行対象国債ごとに、額面金額 百円につき、次の算式により算 出した金額
十一	発行価格	

$$100 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$$

十二  
十三  
の経利  
払過  
込み子率

十四  
利子

十五  
十六  
十七  
償還  
償還  
金額  
期限

十八  
十九  
二十  
元利  
回金  
象国  
各発  
準と  
入札  
償還  
償還  
金額  
期限

(別表のとおり)  
 募入決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に加え、次の算式によ  
 り算出した金額を払込期日に  
 払い込むものとする。  

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率} \times \text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率} \times \text{各発行対象国債の額面金額}}{100 \times \text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率} \times \text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率} \times \text{各発行対象国債の額面金額}}$$
 各発行対象国債の額面金額の  
 第十号に規定する発行日後の  
 各発行対象国債の支払期を支  
 払期とし、各支払期において、  
 次の算式により算出した金額  
 を支払う。ただし、支払期が銀  
 行休業日に当たるときは、そ  
 の翌営業日に支払う(償還期限に  
 ついて同じ。)  

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率}}{100 \times 1 \div 2}$$
 (別表のとおり)  
 額面金額百円につき百円  
 銘柄毎の基準利回りは、令和元  
 年六月十一日付で日本証券業協  
 会が発表した公社債店頭売買  
 参考統計値表に掲載された平  
 均値の単利利回りとする。  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 令和元年六月十二日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回四)	○・六%	令和六年六月十日	三十八億円
利付国庫債券 (第十三年回五)	○・五%	令和六年六月十日	六十二億円
利付国庫債券 (第十三年回六)	○・五%	令和六年六月二十日	五十億円
利付国庫債券 (第十三年回)	○・四%	令和六年七月十日	二十一億円
利付国庫債券 (第十三年回三)	○・一%	令和六年八月十日	三十億円
利付国庫債券 (第十三年回四)	○・一%	令和六年八月九日	五百十七億円
利付国庫債券 (第十三年回五)	○・一%	令和六年八月十日	八千三百八十億円
利付国庫債券 (第十三年回六)	○・一%	令和六年九月三日	二百十八億円
利付国庫債券 (第十三年回七)	○・一%	令和六年九月六日	一億円

（（利 第二付 八十年 九）債 回券）	（（利 第二付 八十年 七）債 回券）	（（利 第二付 八十年 六）債 回券）	（（利 第二付 八十年 五）債 回券）	（（利 第二付 八十年 三）債 回券）	（（利 第二付 八十年 二）債 回券）	（（利 第二付 八十年 一）債 回券）	（（利 第二付 七十年 二）債 回券）	（（利 第二付 七十年 一）債 回券）	（（利 第二付 七十年 回）債 券）	（（利 回第十 三）年 百）庫 五）債 十）券	（（利 回第十 三）年 百）庫 四）債 十）券
二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	〇 ・ 一 %	〇 ・ 一 %
月令 二和 十八 日年 六	月令 二和 十八 日年 三	月令 二和 十八 日年 三	月令 二和 十八 日年 三	二令 月 和 二七 十年 日十	月令 二和 十七 日年 九	月令 二和 十七 日年 九	月令 二和 十六 日年 九	月令 二和 十六 日年 六	月令 二和 十六 日年 六	月令 二和 十十 日年 三	月令 二和 十九 日年 九
四 十 億 円	六 十 七 億 円	四 十 億 円	五 十 億 円	一 億 円	二 十 一 億 円	百 六 十 億 円	二 億 円	円 百 七 十 五 億	五 十 億 円	円 三 百 五 十 億	四 十 二 億 円

（（利 第二付 百十国 十年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 九年庫 回）債 券）	（（利 第二付 百十国 回年庫 ）債 券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 八）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 七）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 三）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 二）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回券）	（（利 第二付 九十国 十年庫 回）債 券）
二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %
三令 月 和 二十 一 日 年	三令 月 和 二十 一 日 年	月令 二 和 十 日 年 三	二令 月 和 二九 十 日 年 十	月令 二 和 十九 日 年 九	月令 二 和 十九 日 年 九	月令 二 和 十九 日 年 六	月令 二 和 十九 日 年 六	月令 二 和 十九 日 年 三	二令 月 和 二八 十 日 年 十	月令 二 和 十八 日 年 九	月令 二 和 十八 日 年 九
八 十 四 億 円	六 十 億 円	二 十 七 億 円	円百 七 十 七 億	百 五 十 億 円	億三 百 二 十 七	六 十 二 億 円	四 十 九 億 円	三 十 億 円	億二 百 四 十 四	億二 百 二 十 三	億二 百 九 十 六

（（利 第三付 十年国 六年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 四年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 四年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 三年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 二年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 二年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 二年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 三年庫 回）債 ）券
二 ・ 五 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 八 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %
九令 月 和 二十 六年 日 年	日十令 二和 月十 二十 五年 日 年	九令 月 和 二十 一年 日 年	三令 月 和 二十 六年 日 年	六令 月 和 二十 五年 日 年	六令 月 和 二十 四年 日 年	三令 月 和 二十 四年 日 年	六令 月 和 二十 三年 日 年	三令 月 和 二十 三年 日 年	三令 月 和 二十 三年 日 年	九令 月 和 二十 一年 日 年
十二 億 円	二十 六億 円	十一 億 円	十億 円	二十三 億 円	円七百 六十億	三十 億 円	十三 億 円	四十 七億 円	一億 円	三億 円